

全面施行半年前！
社内で共有すべき**改正個人情報保護法**
の実務対応ポイント

牛島総合法律事務所
弁護士 影島広泰



hiroyasu.kageshima@ushijima-law.gr.jp
03-5511-3233

2021年10月28日

Ushijima & Partners

01

個人情報利用と情報提供についての規制の強化

1. 情報分析等で利用する場合の利用目的
2. 保有個人データに関する公表事項の追加
3. 不適正な利用の禁止

02

開示請求・利用停止請求等の強化

1. 保有個人データに対する現行法での権利
2. 短期保有データの廃止
3. 開示のデジタル化
4. トレーサビリティの記録の開示
5. 利用停止等

03

個人関連情報のやりとり

1. 現行法の整理
2. 改正法の個人関連情報
3. 実務対応
4. まとめ
5. Cookie以外の場面

04

仮名加工情報によるデータの利活用

1. 現行法の匿名加工情報
2. 改正法の仮名加工情報
3. まとめ

05

外国でのデータの取り扱い

1. 外国にある第三者への提供の方法
2. 改正法
3. まとめ

06

その他の改正点とまとめ

1. 改正の全体像
2. 報告・通知の義務化
3. 罰則の強化
4. 2022年春までの作業

01

利用

個人情報の**利用**と**情報提供** についての**規制の強化**

個人情報の利用とその情報提供について、実務的な大きな改正が行われようとしています。その概要と実務へのポイントを解説します。

1. 情報分析等で利用する場合の**利用目的**

(1) 現行法

■ 現行法（利用目的の特定と通知等）

（利用目的の特定）

第15条 個人情報取扱事業者は、**個人情報**を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「**利用目的**」という。）を**できる限り特定**しなければならない。[2項略]

第18条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その**利用目的を、本人に通知し、又は公表**しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面（電磁的記録を含む。以下この項において同じ。）に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その**利用目的を明示**しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。[3項以下略]

1. 情報分析等で利用する場合の利用目的

(2) 改正法のガイドライン

■ 改正法の通則ガイドライン

「個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体的に特定しなければならないが、利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、個人情報が個人情報取扱事業者において、最終的にどのような事業の用に供され、どのような目的で個人情報を利用されるのかが、本人にとって一般的かつ合理的に想定できる程度に具体的に特定することが望ましい（※1）[略]

（※1）「利用目的の特定」の趣旨は、個人情報を取り扱う者が、個人情報がどのような事業の用に供され、どのような目的で利用されるかについて明確な認識を持ち、できるだけ具体的に明確にすることにより、個人情報が取り扱われる範囲を確定するとともに、本人の予測を可能とすることである。

本人が、自らの個人情報がどのように取り扱われることとなるか、利用目的から合理的に予測・想定できないような場合は、この趣旨に沿ってできる限り利用目的を特定したことはない。

例えば、本人から得た情報から、本人に関する行動・関心等の情報を分析する場合、個人情報取扱事業者は、どのような取扱いが行われているかを本人が予測・想定できる程度に利用目的を特定しなければならない。」

1. 情報分析等で利用する場合の利用目的

(3) 利用目的の文言のサンプル

➤ 本人から得た情報から、行動、関心等の情報を分析する場合の利用目的の例（通則ガイドライン+2020/10/14委員会資料）

- 閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析することによって、本人の趣味・嗜好に応じた広告を配信するケース
 - × 広告配信のために利用いたします。
 - 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、趣味・嗜好に応じた新商品・サービスに関する広告のために利用いたします。
- 履歴書や面接で得た情報のみならず、（本人が分析されることを想定していない）行動履歴等の情報を分析し、人事採用に活用するケース
 - × 取得した情報を採否の検討・決定のために利用いたします。
 - 履歴書や面接で得た情報に加え、行動履歴等の情報を分析して、当該分析結果を採否の検討・決定のために利用いたします。
- 行動履歴等の情報を分析の上、結果をスコア化した上で、当該スコア（自体を提供することを本人に通知等することなく）を第三者へ提供するケース
 - × 取得した情報を第三者へ提供いたします。
 - 取得した行動履歴等の情報を分析し、信用スコアを算出した上で、当該スコアを第三者へ提供いたします。

1. 情報分析等で利用する場合の利用目的

(3) 利用目的の文言のサンプル

- 情報分析等を行う場合には、インプットする情報等によりグルーピングして記載していくことになると考えられる。

(例)

<現行>

当社はお客様の個人情報を用いる以下の目的で利用します。

- (1) 商品発送のため
- (2) お客様に最適な商品をご提案するため
- (3) 当社及び当社の提携先の商品・サービスのご案内のため

<修正案> → 「処理の方法」を記載

当社はお客様の個人情報を用いる以下の目的で利用します。

- (1) お客様の氏名、住所、電話番号を用いる以下の目的で利用します。
 - ・ご購入いただいた商品の発送、アフターサービスの提供のため
- (2) 取得した閲覧履歴や購買履歴等の情報を分析して、以下の目的で利用します。
 - ・趣味・嗜好に応じた商品・サービスに関する広告の表示のため
 - ・趣味・嗜好に応じた当社及び提携先のサービスのご案内のため

2. 保有個人データに関する公表事項の追加

(1) 総論

■ 改正法（赤字部分の追加）

（保有個人データに関する事項の公表等）

第27条 個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

- 一 当該個人情報取扱事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 全ての保有個人データの利用目的（第18条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。）
- 三 次項の規定による求め又は次条第1項、第29条第1項若しくは第30条第1項若しくは第3項の規定による請求に応じる手続（第33条第2項の規定により手数料の額を定めたときは、その手数料の額を含む。）
- 四 前三号に掲げるもののほか、保有個人データの適正な取扱いの確保に関し必要な事項として政令で定めるもの [2項以下略]

施行令8条

法第27条第1項第4号の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 法第20条の規定により保有個人データの安全管理のために講じた措置（本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置くことにより当該保有個人データの安全管理に支障を及ぼすおそれがあるものを除く。）
- 二 当該個人情報取扱事業者が行う保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先
- 三 当該個人情報取扱事業者が認定個人情報保護団体の対象事業者である場合にあっては、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

2. 保有個人データに関する公表事項の追加 (2) プライバシーポリシーの記載事項

現行法

<個人情報>

- ・ 利用目的

<保有個人データ>

- ・ 事業者の氏名又は名称
- ・ 利用目的
- ・ 開示等の請求に応じる手続
- ・ 苦情の申出先
- ・ 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

改正法

<個人情報>

- ・ 利用目的 (インプットする情報等も)

<保有個人データ>

- ・ 事業者の氏名又は名称、住所、代表者の氏名
- ・ 利用目的
- ・ 開示等の請求に応じる手続
- ・ 苦情の申出先
- ・ 認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先
- ・ 安全管理のために講じている措置

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、実務的には、プライバシーポリシーで公表することで解決している。

→プライバシーポリシー等の改訂

2. 保有個人データに関する公表事項の追加

(3) 「取扱い体制や講じている措置」

■ 「個人情報の取扱い体制や講じている措置」

➤ **安全管理のために講じた措置**

(基本方針の策定)

事例) 個人データの適正な取扱いの確保のため、「関係法令・ガイドライン等の遵守」、「質問及び苦情処理の窓口」等についての基本方針を策定

(個人データの取扱いに係る規律の整備)

事例) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱い方法、責任者・担当者及びその任務等について個人データの取扱い規程を策定

(組織的安全管理措置)

事例1) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う従業員及び当該従業員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法や取扱い規程に違反している事実又は兆候を把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備

事例2) 個人データの取扱い状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署や外部の者による監査を実施

(人的安全管理措置)

事例1) 個人データの取扱いに関する留意事項について、従業員に定期的な研修を実施

事例2) 個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載

2. 保有個人データに関する公表事項の追加

(3) 「取扱い体制や講じている措置」

(物理的安全管理措置)

事例1) 個人データを取り扱う区域において、従業員の入退室管理及び持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施

事例2) 個人データを取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するための措置を講じるとともに、事業所内の移動を含め、当該機器、電子媒体等を持ち運ぶ場合、容易に個人データが判明しないよう措置を実施

(技術的安全管理措置)

事例1) アクセス制御を実施して、担当者及び取り扱う個人情報データベース等の範囲を限定

事例2) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入

(外的環境の把握)

事例) 個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施

2. 保有個人データに関する公表事項の追加

(3) 「取扱い体制や講じている措置」

■ 「外的環境の把握」

- 通則ガイドライン「本人の適切な理解と関与を促す観点から、保有個人データを取り扱っている外国の制度についても、本人の知り得る状態に置くといった対応が望ましい」
- パブコメNo.460「クラウドサービスの利用や個人データの取扱いの委託等も含めて、外国において個人データを取り扱う場合には、当該外国の名称とともに保有個人データの安全管理のために講じた措置について、本人の知り得る状態に置く必要があります」
- パブコメNo.462「A社が、外国の法人格を取得しているA社の現地子会社B社に個人データを提供したとしても、B社に対して個人データの取扱いを委託している場合を除き、A社は外国において個人データを取り扱うこととはならないため、法第27条第1項第4号・改正後の施行令第8条第1項により、B社が所在する外国の名称について、本人の知り得る状態に置く必要はない」

3. 不適正な利用の禁止

(1) 現行法

■ 現行法

(基本理念)

第3条 個人情報、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

→ 「第4章 個人情報取扱事業者の義務等」には規定されていないかった

第1章 総則 (第1条—第3条)

第2章 国及び地方公共団体の責務等 (第4条—第6条)

第3章 個人情報の保護に関する施策等

第4章 個人情報取扱事業者の義務等

第1節 個人情報取扱事業者の義務 (第15条—第35条)、第2節 匿名加工情報取扱事業者等の義務 (第36条—第39条)、第3節 監督 (第40条—第46条)、第4節 民間団体による個人情報の保護の推進 (第47条—第58条)

第5章 個人情報保護委員会 (第59条—第74条)

第6章 雑則 (第75条—第81条)

第7章 罰則 (第82条—第88条)

(適正な取得)

第17条 個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。 [2項略]

■ 改正法

(不適正な利用の禁止)

第16条の2 個人情報取扱事業者は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない。

3. 不適正な利用の禁止

(2) 改正法

■ 「違法…な行為」 (通則ガイドライン)

- 個人情報保護法その他の法令に違反する行為

■ 「不当な行為」 (通則ガイドライン)

- 直ちに違法とは言えないものの、個人情報保護法その他の法令の制度趣旨や公序良俗に反している等、社会通念上適正とは認められない行為

■ 助長又は誘発の「おそれ」

- 判断にあたっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、利用時点における事業者の認識及び予見可能性も踏まえる
- 「おそれ」が認められない例：
提供先が個人情報の取得目的を偽っており、当該提供先が取得した個人情報を違法に利用することについて、一般的な注意力をもってしても予見できない状況で、当該提供先に対して個人情報を提供する場合

3. 不適正な利用の禁止

(2) 改正法

■ 不適正利用に該当すると考えられる例

- 違法な行為を営むことが疑われる者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該違反事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該違反事業者に当該本人の個人情報を提供すること
- 個人情報を提供した場合、提供先において法第23条第1項に違反する第三者提供がなされることを予見できるにもかかわらず、当該提供先に対して、個人情報を提供すること。
- 採用選考を通じて個人情報を取得した事業者が、性別、国籍等の特定の属性のみにより、正当な理由なく本人に対する違法な差別的取扱いを行うために、個人情報を利用すること。
- 広告配信を行っている事業者が、第三者から広告配信依頼を受けた商品が違法薬物等の違法な商品であることが予見できるにもかかわらず、当該商品の広告配信のために、自社で取得した個人情報を利用すること

02

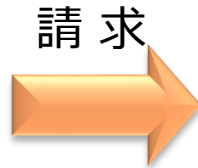
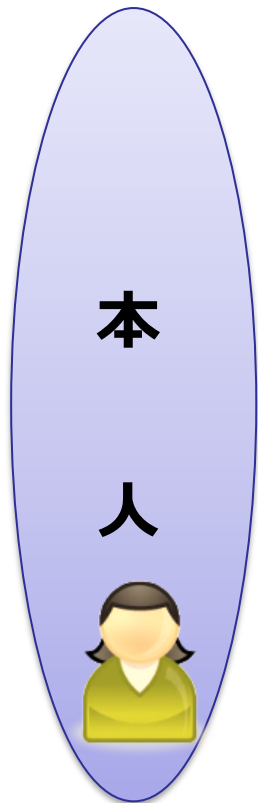
開示等

開示請求・利用停止請求等の強化

保有個人データに対する開示請求、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に関する改正のポイントを解説します。

1. 保有個人データに関する現行法での権利

■ 保有個人データに関する個人の権利（現行法）



保有個人データ

利用目的の通知（法27条2項）

どのような目的で利用されているのかについて、原則として、本人に通知しなければならない。

開示（法28条）

本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

訂正等（法29条）

内容が事実でないときは、内容の訂正、追加又は削除（「訂正等」）を請求することができる。

利用停止等（法30条）

①利用目的による制限、②適正な取得、③第三者提供の制限に違反しているときは、利用の停止又は消去（「利用停止等」）を請求することができる。

2. 改正のポイント①：短期保有データの除外の廃止

■ 6か月以内に消去する短期保有データの除外の廃止 →赤字部分の削除

【法2条（定義）】

7 この法律において「保有個人データ」とは、個人情報取扱事業者が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるもの又は1年以内の政令で定める期間以内に消去することとなるもの以外のものをいう。

【現行施行令4条】

法第2条第7項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- (2) 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの
- (3) 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- (4) 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

【現行施行令5条】

法第2条第7項の政令で定める期間は、6月とする。

3. 改正のポイント②：開示のデジタル化

(1) 改正法

■ 現行法：書面による開示が原則

【法28条】

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、政令で定める方法により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。[略]

【施行令9条】

法第 28 条第 2 項の政令で定める方法は、書面の交付による方法（開示の請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法）とする。

■ 改正法：本人が請求した方法（電磁的記録の提供等）

【法28条】

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの電磁的記録の提供による方法その他の個人情報保護委員会規則で定める方法による開示を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法（当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

3. 改正のポイント②：開示のデジタル化

(1) 改正法

【施行規則18条の6】

(本人が請求することができる開示の方法)

第18条の6 法第28条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の個人情報保護委員会規則で定める方法は、電磁的記録の提供による方法、書面の交付による方法その他当該個人情報取扱事業者の定める方法とする

- ① 電磁的記録の提供による方法
- ② 書面の交付による方法
- ③ その他当該個人情報取扱事業者の定める方法

■ 「多額の費用を要する場合」とは

【改正法28条(再掲)】

2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、同項の規定により当該本人が請求した方法(当該方法による開示に多額の費用を要する場合その他の当該方法による開示が困難である場合にあっては、書面の交付による方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。[以下略]

- 本人が電磁的記録の提供による開示を請求した場合であって、個人情報取扱事業者が当該開示請求に応じるために、大規模なシステム改修を行わなければならないような場合

3. 改正のポイント②：開示のデジタル化

(3) 開示の範囲

■ 「私の全情報を開示して下さい」と請求されたら？

➤ 日経ビジネス電子版2019年7月9日

➤ 2018年12月25日 委員会ガイドラインQ&A改正

Q 6 - 5 「貴社が保有する私の情報全てを開示せよ」という請求があった場合には、どのように対応したらよいですか。

A 6 - 5 同一の情報主体についても、様々な保有個人データを保有していることが多いため、法第32条第2項前段により、個人情報取扱事業者は、開示を請求している本人に対して、対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができます。したがって、本人は、この求めに応じて、開示を請求する範囲を一部に特定してもらった場合には、本人が特定した範囲で開示をすれば足ります。

ただし、法第32条第2項後段により、個人情報取扱事業者は、本人が容易かつ的確に開示の請求をすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければなりません。

なお、法第32条第2項前段は、本人に対し、開示を請求する保有個人データの範囲を一部に限定する義務を課すものではなく、また、個人情報取扱事業者に対し、本人が開示を請求する範囲を限定させる権利を認めるものでもありません。ただし、個人情報取扱事業者は、本人からの保有個人データの開示の請求を受けて、保有個人データを開示することにより、個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合には、法第28条第2項第2号に該当し、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができます。

4. 改正のポイント③：トレーサビリティの記録の開示

■ 第三者提供のトレーサビリティの記録の開示（新設）

（開示）第28条

5 第1項から第3項までの規定は、当該本人が識別される個人データに係る第25条第1項及び第26条第3項の記録（その存否が明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして政令で定めるものを除く。第32条第2項において「第三者提供記録」という。）について準用する。

- 法令上の例外+ガイドラインで示されている解釈上の例外
→ 「名簿業者」から個人データを購入するような場合を除いて、確認・記録義務を果たす必要がないケースも多い
- 今後は、本人から開示請求が来る可能性あり
- 当該記録が存在しないと本人に通知するのであれば、実務的にはそれが法的に問題ないことを正しく説明できなければならない
- 本来は確認・記録義務があるにもかかわらず義務を果たしていない場面がないか、改めて精査しておく必要があり
→ 例：「台帳」に「情報の入手元」と「情報の提供先」の欄を作成

5.改正のポイント④：利用停止等

(1) 現行法

■ 現行法（保有個人データに対する本人の権利）

29条：事実でない

→訂正・追加・削除（改正なし）

30条：16条違反（目的外利用） or 17条違反（適正取得違反）

→利用の停止・消去

23条違反（第三者提供） or 24条違反（外国にある第三者）

→第三者への提供の停止

法第 29 条

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除（以下この条において「訂正等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等を行ったときは、その内容を含む。）を通知しなければならない。

5.改正のポイント④：利用停止等

(1) 現行法

法第 30 条

- 1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。
- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 3 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第23条第 1 項又は第 24 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
- 4 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。
- 5 個人情報取扱事業者は、第 1 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、又は第 3 項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

5.改正のポイント④：利用停止等

(2) 改正法

■ 現行法(再掲)

第30条

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。



■ 改正法

第30条

1 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データが第16条**若しくは第16条の2**の規定に違反して取り扱われているとき、又は第 17 条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下この条において「利用停止等」という。）を請求することができる。

➤ **16条の2 = 不適正な利用の禁止**

5.改正のポイント④：利用停止等

(2) 改正法

■ 改正法（新設）

第30条

5 本人は、個人情報取扱事業者に対し、当該本人が識別される保有個人データを当該個人情報取扱事業者が利用する必要がなくなった場合、当該本人が識別される保有個人データに係る第22条の2第1項本文に規定する事態が生じた場合その他当該本人が識別される保有個人データの取扱いにより当該本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合には、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を請求することができる。

6 個人情報取扱事業者は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等又は第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の利用停止等又は第三者への提供の停止を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

➤ 以下の場合に、利用停止等の請求が可能になる

- ① 利用する必要がなくなった場合
- ② 22条の2本文 = 漏えい等の報告等
- ③ その他、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

- 「本人の権利利益の侵害を防止するために必要な限度で」利用停止等
- 利用停止等が困難な場合は、「これに変わるべき措置」でよい

5.改正のポイント④：利用停止等 (2) 改正法

■ 利用停止・消去、第三者への提供の停止の改正点 (赤字部分が追加される)

	利用停止・消去	第三者への提供の停止
16条違反（目的外利用）	○	
16条の2違反（不適正利用）	○	
17条違反（不適正取得）	○	
23条1項違反（同意なしの第三者提供）		○
24条違反（同意なしの外国第三者提供）		○
利用する必要がなくなった場合	○	○
漏えい等が発生した場合	○	○
その他本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合	○	○

- 情報漏えいが発生した場合のリスクが1つ増える
∴本人から個人データの利用停止・消去の請求に対応しなければならない

5.改正のポイント④：利用停止等

(2) 改正法

■ 「利用する必要がなくなったとき」 (通則ガイドライン)

事例 1) ダイレクトメールを送付するために個人情報取扱事業者が保有していた情報について、当該個人情報取扱事業者がダイレクトメールの送付を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例 2) 電話勧誘のために個人情報取扱事業者が保有していた情報について、当該個人情報取扱事業者が電話勧誘を停止した後、本人が消去を請求した場合

事例 3) キャンペーンの懸賞品送付のために個人情報取扱事業者が保有していた当該キャンペーンの応募者の情報について、懸賞品の発送が終わり、不着対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

事例 4) 採用応募者のうち、採用に至らなかった応募者の情報について、再応募への対応等のための合理的な期間が経過した後に、本人が利用停止等を請求した場合

5.改正のポイント④：利用停止等

(2) 改正法

■ 「本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合」

事例1) ダイレクトメールの送付を受けた本人が、送付の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者がダイレクトメールを繰り返し送付していることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例2) 電話勧誘を受けた本人が、電話勧誘の停止を求める意思を表示したにもかかわらず、個人情報取扱事業者が本人に対する電話勧誘を繰り返し行っていることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例3) 個人情報取扱事業者が、安全管理措置を十分に講じておらず、本人を識別する保有個人データが漏えい等するおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例4) 個人情報取扱事業者が、法第 23 条第1 項に違反して第三者提供を行っており、本人を識別する保有個人データについても本人の同意なく提供されるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

事例5) 個人情報取扱事業者が、退職した従業員の情報を現在も自社の従業員であるようにホームページ等に掲載し、これによって本人に不利益が生じるおそれがあることから、本人が利用停止等を請求する場合

5.改正のポイント④：利用停止等

(2) 改正法

■ 「正当」とは

- 「正当」かどうかは、相手方である個人情報取扱事業者との関係で決まるものであり、**個人情報取扱事業者に本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情がない限りは、個人情報取扱事業者は請求に応じる必要がある。**

本人の権利利益の保護の必要性を上回る特別な事情があるかどうかを判断するに当たっては、例えば、以下のような事情を考慮することになる。

- (ア) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を保護するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (イ) 法令を遵守するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (ウ) 契約に係る義務を履行するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (エ) 違法又は不当な行為を防止するために当該保有個人データを取り扱う事情
- (オ) 法的主張、権利行使又は防御のために当該保有個人データを取り扱う事情

5.改正のポイント④：利用停止等

(2) 改正法

■ おそれが認められない事例

- 事例1) 電話の加入者が、電話料金の支払いを免れるため、電話会社に対して課金に必要な情報の利用停止等を請求する場合
- 事例2) インターネット上で匿名の投稿を行った者が、発信者情報開示請求による発信者の特定やその後の損害賠償請求を免れるため、プロバイダに対してその保有する接続認証ログ等の利用停止等を請求する場合
- 事例3) 過去に利用規約に違反したことを理由としてサービスの強制退会処分を受けた者が、再度当該サービスを利用するため、当該サービスを提供する個人情報取扱事業者に対して強制退会処分を受けたことを含むユーザー情報の利用停止等を請求する場合
- 事例4) 過去の信用情報に基づく融資審査により新たな融資を受けることが困難になった者が、新規の借入れを受けるため、当該信用情報を保有している個人情報取扱事業者に対して現に審査に必要な信用情報の利用停止等又は第三者提供の停止を請求する場合

03

個人関連情報のやりとり

個人関連情報


Cookie等により保存・取得される識別子を通じて、様々な情報が集積されています。このような情報の取扱いについて「個人関連情報」という概念を新設して規制することになりました。背景となる知識を含めて、規制のポイントを解説します。

1. 現行法の整理

(1) 個人情報とは

■ 個人情報の定義（2条1項）

生存する個人に関する情報であつて、次の(1)(2)のどちらかに該当するもの
(1)当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
(2)個人識別符号が含まれるもの

- 
- ① 特定の個人を識別することができる情報
→ 「氏名、生年月日」は例示に過ぎない
 - ② 容易照合性により特定の個人を識別することができるものを含む
 - ③ 個人識別符号
 - ・ 顔認証、指紋認証の情報など、生体認証の情報
 - ・ パスポート番号、運転免許証番号、マイナンバー等

1. 現行法の整理

(1) 個人情報とは

■ 「容易に照合することができ」とは？

個人情報

部署A			部署B		
顧客コード	氏名	生年月日	顧客コード	取引日	出金額
0000001	甲野太郎	1974.10.22	0000001	2021.8.25	¥1,000,000
0000002	乙山次郎	1996.1.3	0000001	2021.8.28	¥150,000
0000003	丙川三郎	2003.3.3	0000002	2021.8.29	¥500,000

○
容易照合性
が認められ
る事例

「他の情報と容易に照合することができ」とは、事業者の実態に即して個々の事例ごとに判断されるべきであるが、通常の業務における一般的な方法で、他の情報と容易に照合することができる状態をいい、例えば、他の事業者への照会を要する場合等であって照合が困難な状態は、一般に、容易に照合することができない状態であると解される。

×
容易照合性
が認められ
ない事例

事業者の各取扱部門が独自に取得した個人情報を取扱部門ごとに設置されているデータベースにそれぞれ別々に保管している場合において、双方の取扱部門やこれらを統括すべき立場の者等が、規程上・運用上、双方のデータベースを取り扱うことが厳格に禁止されていて、特別の費用や手間をかけることなく、通常の業務における一般的な方法で双方のデータベース上の情報を照合することができない状態である場合（委員会ガイドラインQ&A「Q1-15」）

1. 現行法の整理

(2) 第三者提供と委託

■ **原則**：個人データの第三者提供は本人の**事前の同意**が必要

■ **例外**：**本人の同意なしに第三者提供できる場合**

① 以下に当たる場合

1. 法令に基づく場合
2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
3. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難なとき
4. 国の機関などが法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

② 以下に当たる場合（「第三者」にならない場合）

1. 個人データの取扱いを「**委託**」するとき
2. 企業が合併するなど事業の承継に伴って提供されるとき
3. 「**共同利用**」するとき

③ 「オプトアウト」の方法を用いるとき

1. 現行法の整理

(3) 同意の要否

■ 切り分け基準①：個人データを「提供」しているか否か

郵便、通信事業者、倉庫業者のように、通常、内容物の詳細を感知しない場合、内容物にある個人データの取り扱いを委託していることにはならない。

個人情報保護法ガイドラインQ&A「A5-33」

クラウドサービスには多種多様な形態がありますが、クラウドサービスの利用が、本人の同意が必要な第三者提供（法第23条第1項）又は委託（法第23条第5項第1号）に該当するかどうかは、保存している電子データに個人データが含まれているかどうかではなく、クラウドサービスを提供する事業者において個人データを取り扱うこととなっているのかが判断の基準となります。
当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合には、当該個人情報取扱事業者は個人データを提供したことにはならないため、「本人の同意」を得る必要はありません。

また、上述の場合は、個人データを提供したことにならないため、「個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って・・・提供される場合」（法第23条第5項第1号）にも該当せず、法第22条に基づきクラウドサービス事業者を監督する義務はありません。 [中略]

当該クラウドサービス提供事業者が、当該個人データを取り扱わないこととなっている場合とは、契約条項によって当該外部事業者がサーバに保存された個人データを取り扱わない旨が定められており、適切にアクセス制御を行っている場合等が考えられます。

1. 現行法の整理


(3) 同意の要否

■ 切り分け基準②：第三者提供か委託か


→ **提供元の「利用目的の達成に必要な範囲内」**での利用であるか否か

➤ 2018年12月25日通則ガイドラインの改正（下線部）

利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取扱いに関する業務の全部又は一部を委託することに伴い、当該個人データが提供される場合は、当該提供先は第三者に該当しない。この場合、当該提供先は、委託された業務の範囲内でのみ、本人との関係において提供主体である個人情報取扱事業者と一体のものとして取り扱われることに合理性があるため、委託された業務以外に当該個人データを取り扱うことはできない。」



提供元の事業者の利用目的の範囲内で利用するのであれば、委託に当たる。
これに対し、提供先の会社の独自の利用目的で利用するのであれば、委託ではなく第三者提供に当たる。



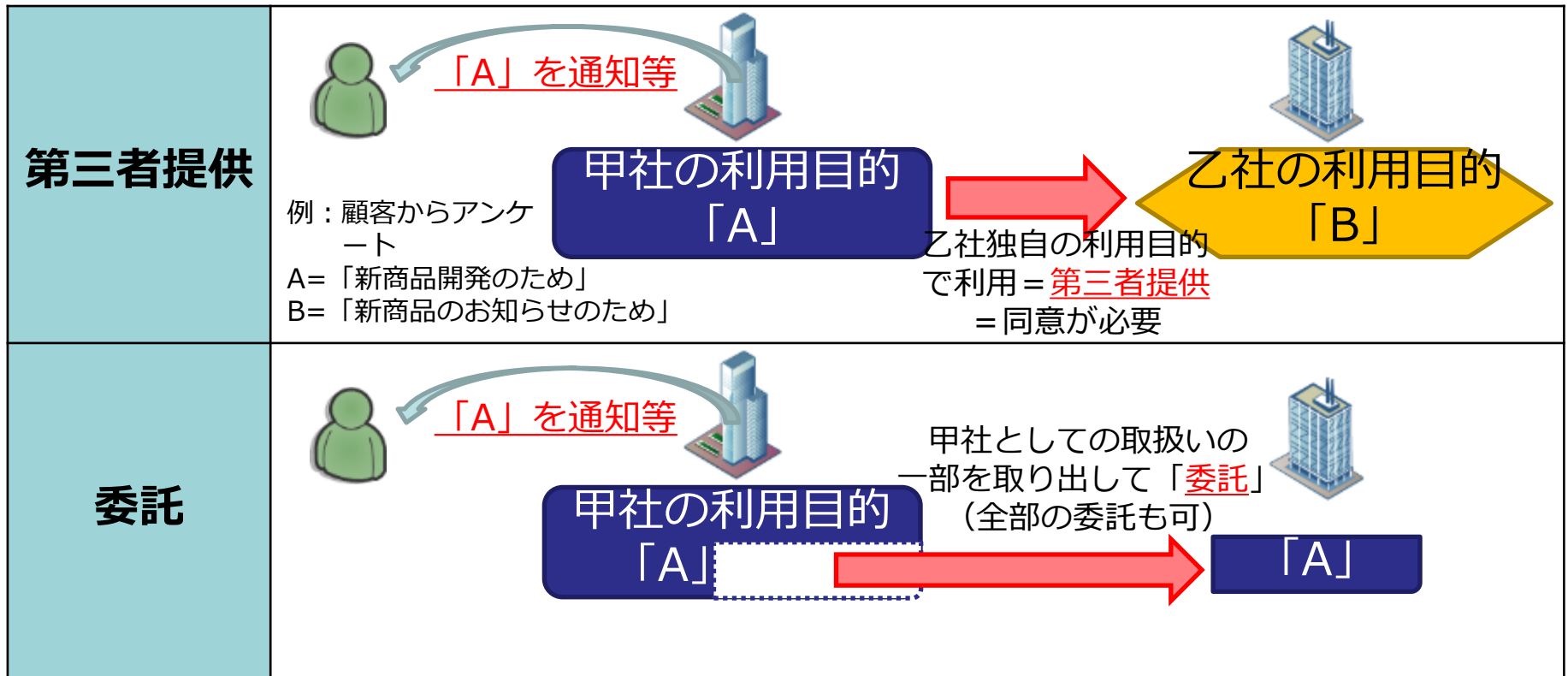
1. 現行法の整理

(3) 同意の要否

➤ 提供元の「利用目的の達成に必要な範囲内」での利用であるか否か

提供元の事業者の利用目的の範囲内で利用するのであれば、委託に当たる。
これに対し、提供先の会社の独自の利用目的で利用するのであれば、委託ではなく第三者提供に当たる。

→利用目的が変わる場合は第三者提供。利用目的が変わらないのが委託



1. 現行法の整理

(4) 第三者提供と委託の切り分け

■ 委託ではないと評価されないためのデータ処理

➤ 委託先における個人データの区分管理が必須（2018.12.25追加）

個人情報保護法ガイドラインQ&A「A5-26-2」

Q 5 - 26 - 2 ガイドライン（通則編）3 - 4 - 3の「（1）委託（法第23条第5項第1号関係）」に、個人情報保護法上委託に該当しない場合として記載されている「委託された業務以外に当該個人データを取扱う」事例としては、どのようなものがありますか。

A 5 - 26 - 2 次のような事例が考えられます。

事例1) 個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、提供された個人データを委託の内容と関係のない自社の営業活動等のために利用する場合

事例2) 複数の個人情報取扱事業者から個人データの取扱いの委託を受けている者が、各個人情報取扱事業者から提供された個人データを区別せずに混ぜて取り扱っている場合

- 事例1は既述（利用目的が変われば、委託ではない）
- 事例2に注意→契約条項に盛り込んだ方がよい

1. 現行法の整理

(4) 第三者提供と委託の切り分け

▶ 委託先が委託元の個人データを突合する処理を行うことも禁止

通則ガイドラインQ&A (2021年9月追加)

Q 7-43 A 社及び B 社から統計情報の作成の委託を受ける場合に、以下の取扱いをすることはできますか。

- ① A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することで、本人ごとに個人データの項目を増やす等した上で統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること
- ② A 社及び B 社の指示に基づき、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することなく、サンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成し、これを A 社及び B 社に提供すること

A 7-43 ①個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）において、複数の委託を受ける委託先は、各委託元から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできません。したがって、A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合することはできず、突合して得られた個人データから統計情報を作成することもできません。

外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において提供を受けた個人データを本人ごとに突合して統計情報を作成する場合には、A 社及び B 社においてそれぞれに対する第三者提供に関する本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

- ② A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データを本人ごとに突合していないため、委託先において A 社から委託に伴って提供を受けた個人データと B 社から委託に伴って提供を受けた個人データをサンプルとなるデータ数を増やす目的で合わせて1つの統計情報を作成することができます。

1. 現行法の整理

(4) 第三者提供と委託の切り分け

▶ 委託先が独自取得の個人データと突合する処理を行うことも禁止

通則ガイドラインQ&A (2021年9月追加)

Q 7-41 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできますか。

A 7-41 個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人情報と本人ごとに突合することはできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例 1) 既存顧客のメールアドレスを含む個人データを委託に伴って SNS 運営事業者提供し、当該 SNS 運営事業者において提供を受けたメールアドレスを当該 SNS 運営事業者が保有するユーザーのメールアドレスと突合し、両者が一致した場合に当該ユーザーに対し当該 SNS 上で広告を表示すること

事例 2) 既存顧客のリストを委託に伴ってポイントサービス運営事業者等の外部事業者提供し、当該外部事業者において提供を受けた既存顧客のリストをポイント会員のリストと突合して既存顧客を除外した上で、ポイント会員にダイレクトメールを送付すること

これらの取扱いをする場合には、①外部事業者に対する個人データの第三者提供と整理した上で、原則本人の同意を得て提供し、提供先である当該外部事業者の利用目的の範囲内で取り扱うか、②外部事業者に対する委託と整理した上で、委託先である当該外部事業者において本人の同意を取得する等の対応を行う必要があります。

1. 現行法の整理

(4) 第三者提供と委託の切り分け

▶ 委託先が新たな項目を付加or修正して戻すことも禁止

通則ガイドラインQ&A (2021年9月追加)

Q 7-42 委託に伴って提供された個人データを、委託先が独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合し、新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すことはできますか。

A 7-42 個人データの取扱いの委託（法第 23 条第 5 項第 1 号）において、委託先は、委託に伴って委託元から提供された個人データを、独自に取得した個人データ又は個人関連情報と本人ごとに突合することはできず、委託先で新たな項目を付加して又は内容を修正して委託元に戻すこともできません。

したがって、個人データの取扱いの委託に関し、委託先において以下のような取扱いをすることはできません。

事例 1) 顧客情報を外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において提供を受けた顧客情報に含まれる住所について、当該外部事業者が独自に取得した住所を含む個人データと突合して誤りのある住所を修正し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

事例 2) 顧客情報をデータ・マネジメント・プラットフォーム等の外部事業者に委託に伴って提供し、当該外部事業者において、提供を受けた顧客情報に、当該外部事業者が独自に取得したウェブサイトの閲覧履歴等の個人関連情報を付加し、当該顧客情報を委託元に戻すこと

これらの取扱いをする場合には、委託先において本人の同意を取得する等、付加・修正する情報を委託元に適法に提供するための対応を行う必要があります。なお、事例 1) については、当該外部事業者が住所を含む個人データについて、法第 23 条第 2 項に従って個人情報保護委員会への届出等を行っており、オプトアウトによる第三者提供が可能である場合には、あらかじめ本人の同意を取得することなく、当該顧客情報を委託元に戻すことができます。

1. 現行法の整理

(4) 第三者提供と委託の切り分け

➤ 委託先が匿名加工情報を作成することも禁止

通則ガイドライン2018.12.25改訂のパブコメ「御意見」No. 12

委託元が個人データの管理を委託している場合、委託先は個人データについて取扱い権限がないため、委託先の意思で匿名加工情報を作成することはできない。」旨、追記していただきたい。

作成することができるのであれば、委託の範囲を超えていない理由とともにその旨を明記いただきたい。

「御意見に対する考え方」

一般に、委託元が個人データの管理のみを委託している場合において、委託先が自ら利用する目的で当該個人データから匿名加工情報を作成することは認められません。このような委託された業務以外に当該個人データを取り扱う場合に関する具体例については、実態に即してQ & A等においてお示しすることを検討してまいります。

1. 現行法の整理

(4) 第三者提供と委託の切り分け

■ 契約条項例

第〇条（個人データの取扱い）

乙は、甲から提供を受けた個人データを、本契約履行の目的のみで利用するものとする。

2. 乙は、甲から提供を受けた個人データと、他の者から提供を受けた個人データを区別して保管し取り扱わなければならない。
3. 乙は、甲から提供を受けた個人データを、他の者から提供を受けた個人データ又は乙が独自に取得した個人データと、個人情報の本人ごとに突合する処理を行ってはならない。
4. 乙は、甲から提供を受けた個人データを匿名加工情報に加工してはならない。

2. 改正法の「個人関連情報」

■ 個人データの容易照合性の「提供元」基準

通則ガイドラインの2017年改正パブコメNo.19における委員会の「考え方」
 「ある情報を第三者に提供する場合、当該情報が「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」
かどうかは、当該情報の提供元である事業者において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる」
 かどうかで**判断します**。」

提供元

XXXX →ID「abcd」
氏名
生年月日、性別
購入商品名
決済額



提供元では容易照合性あり

提供先



提供先では特定の個人を識別できない

XXXX
—
生年月、性別
購入商品名
決済額



個人データの提供に当たる

XXXX
—
生年月、性別
購入商品名
決済額

2. 改正法の「個人関連情報」

■ パブリックDMPによる閲覧履歴の分析結果の第三者提供

A社：サイトA



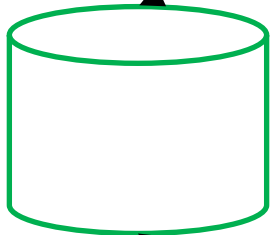
DMP_ID=1234

B社：サイトB



DMP_ID=1234

パブリックDMP
X社



ID=1234
サイトA
→非個人情報
サイトB
...

→非個人情報

分析

分析結果を
提供

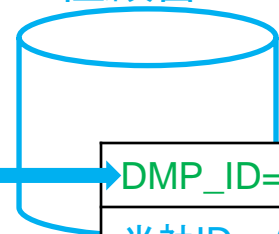
DMP_ID=1234

40代

男性

自動車に興味

B社顧客DB



突合

DMP_ID=1234

当社ID=ABCD

氏名=甲野太郎



2. 改正法の「個人関連情報」

■ 改正法：「個人関連情報」の新設

- 「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」

事例 1) Cookie 等の端末識別子を通じて収集された、ある個人のウェブサイトの閲覧履歴

事例 2) メールアドレスに結び付いた、ある個人の年齢・性別・家族構成等

事例 3) ある個人の商品購買履歴・サービス利用履歴

事例 4) ある個人の位置情報

事例 5) ある個人の興味・関心を示す情報

- 「個人関連情報」を第三者提供し、提供先が「個人データとして取得することが想定される時※」は、提供先が本人から「個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める」旨の同意を得ていることを確認する義務がある。

※パブコメNo.347「提供先が、個人関連情報を個人データとして利用しない場合には、その保有する個人データとの容易照合性を排除しきれないとしても、改正後の法第26条の2は適用されないと考えられます。」

2. 改正法の「個人関連情報」

(個人関連情報の第三者提供の制限等)

第26条の2

個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等〔中略〕を事業の用に供している者であって、第2条第5項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第23条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。

- 一 当該第三者が個人関連情報取扱事業者から個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の当該本人の同意が得られていること。
- 二 外国にある第三者への提供にあつては、前号の本人の同意を得ようとする場合において、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報が当該本人に提供されていること。

- **外国にある第三者へ提供する場合には、提供先（外国にある第三者）において、24条2項と同様の情報（当該外国の個人情報保護制度、提供先が講じる措置等）が本人に提供された上での同意でなければならない。**
- **確認の方法等については、トレーサビリティの確認義務（法26条2項～4項）を準用する**

2. 改正法の「個人関連情報」

■ 個人関連情報の場合（改正法）

提供者



記録義務

個人関連情報の第三者提供



確認義務



受領者



個人データとして取得

提供者による確認義務

- (法令)
- 個人関連情報の提供を受けて本人が識別される個人データとして取得することを認める旨の同意を得ていること
 - 外国にある第三者である場合には、情報提供義務を果たしていること

提供年月日	第三者の名称等	本人の氏名等	個人関連情報の項目	本人の同意
○	○		○	○

提供年月日	提供者の名称等	取得の経緯	本人の氏名等	個人関連情報の項目	委員会による公表	本人の同意
	○		○	○		○

同意



本人

3. 説明文と同意の取得方法

■ 個人情報保護委員会の見解のポイント

＜通則ガイドライン（個人関連情報）＞

- ① 「同意の取得に当たっては、本人が同意に係る判断を行うために必要と考えられる合理的かつ適切な範囲の内容を明確に示した上で、本人の同意の意思が明確に確認できることが必要である。」
- ② 「本人の同意は、必ずしも第三者提供のたびに取得しなければならないものではなく、本人が予測できる範囲において、包括的に同意を取得することも可能である。」
- ③ 「同意取得の方法としては、様々な方法があるが、例えば、本人から同意する旨を示した書面や電子メールを受領する方法、確認欄へのチェックを求める方法がある。ウェブサイト上で同意を取得する場合は、単にウェブサイト上に本人に示すべき事項を記載するのみでは足りず、それらの事項を示した上でウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法等によらなければならない。また、同意取得に際しては、本人に必要な情報を分かりやすく示すことが重要であり、例えば、図を用いるなどして工夫することが考えられる。」

3. 説明文と同意の取得方法

<ガイドラインのパブコメ「考え方」>

- ④ 「同意取得の方法については、プライバシーポリシーにおいて必要な事項を示してこれに対する同意を求める方法も考えられます」(No.369)

<2021年4月7日委員会資料>

- ⑤ 本人からの同意取得にあたっては、本人が以下の点について認識できるようにすることが重要である。
- **「誰が」個人関連情報を個人データとして取得して利用する主体**
→利用の主体となる提供先が自ら同意を取得する場合、本人は利用の主体を認識することができ、主体を明示するという要請は満たされる
 - **「何を」対象となる個人関連情報**
→提供を受ける個人関連情報について、本人が個人関連情報の取扱状況を認識できるよう、その対象を特定できるようにする必要がある
 - **「どのように利用するか」利用の目的**
→個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的については、法第18条により通知等を行う必要がある。

3. 説明文と同意の取得方法

■ 実装方法①：ポップアップ

- 明示の同意と認められる例（2020年11月20年委員会資料）
ウェブサイト上で必要な説明を行った上で、本人に当該ウェブサイト上のボタンのクリックを求める方法

当社は、第三者が運営するデータ・マネジメント・プラットフォームからCookieにより収集されたウェブの閲覧履歴及びその分析結果を取得し、これをお客様の個人データと結びつけた上で、広告配信等の目的で利用いたします。

上記の取扱いに同意する

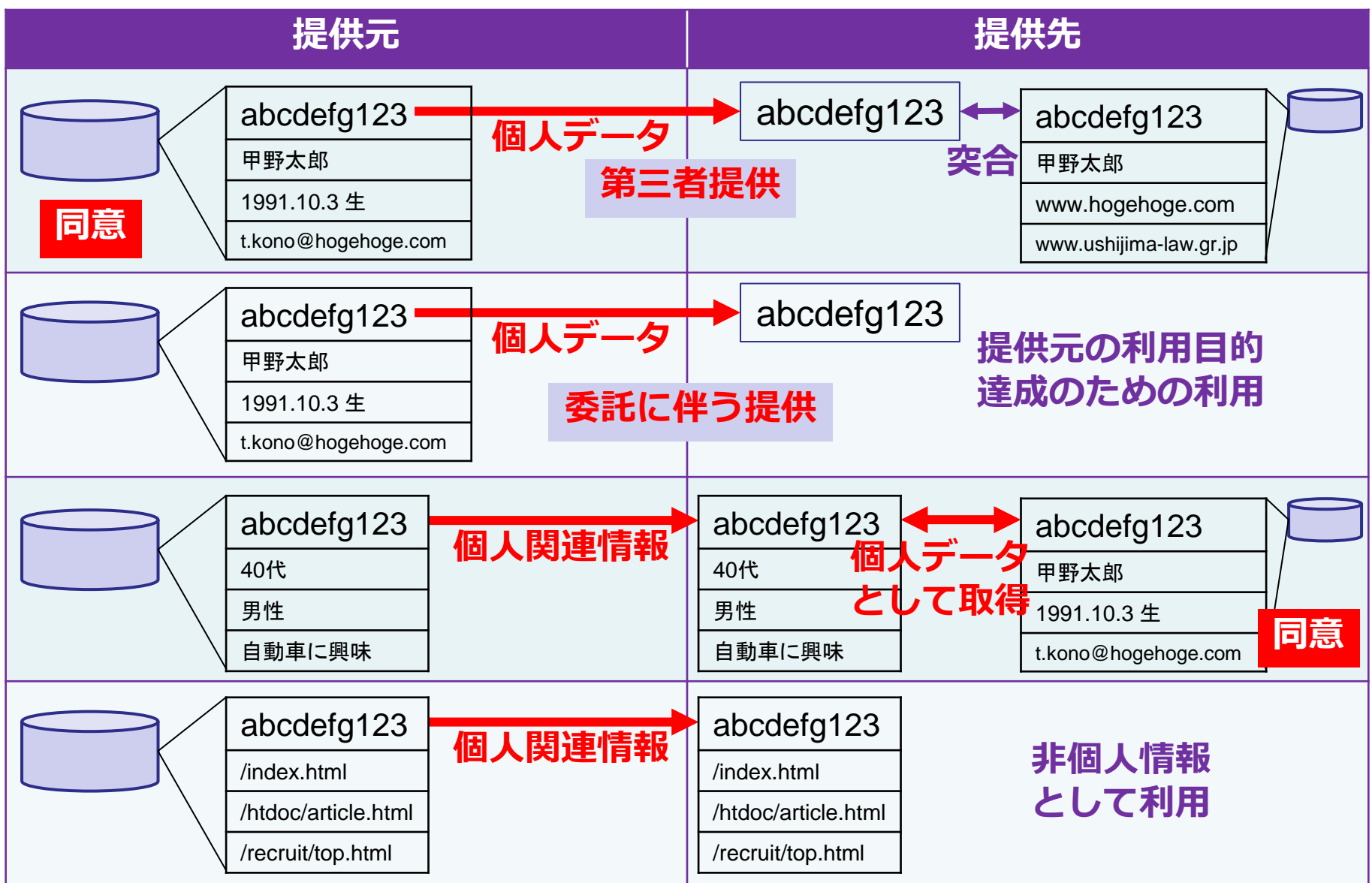
- 明示の同意と認められない例
プライバシーポリシー等において、個人関連情報の提供につき、利用者側にこれを拒否する選択肢を与えている（拒否されない限り同意しているものとして扱う）場合

個人関連情報の第三者提供を拒否する場合には、以下のボタンをクリックしてください。

拒否する

■ 実装方法②：プライバシーポリシーや「個人情報の取扱いについて」等に記載して同意を得る

4. まとめ



5. Cookie以外の場面での個人関連情報

■ 不正契約防止等のための情報の提供等

通則ガイドライン令和2年改正パブコメ「御意見」No. 307

なりすまし等の判定を目的として、電話番号の使用履歴データを購入している。かかるデータは、固定電話番号、携帯電話番号が実在する番号であるか否か、その履歴がデータベース化されているものであり、申込顧客の電話番号であるか否かを問わず、電話番号の使用履歴データを購入している。〔中略〕かかるデータは個人関連情報には該当しないと考えているが、この理解で良いか。（日本貸金業協会）

「御意見に対する考え方」

個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しない電話番号の使用履歴についても、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。

（個人関連情報の第三者提供の制限等）

第26条の2

個人関連情報取扱事業者（個人関連情報データベース等〔中略〕を事業の用に供している者であって、第2条第5項各号に掲げる者を除いたものをいう。以下同じ。）は、第三者が個人関連情報（個人関連情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を個人データとして取得することが想定されるときは、第23条第1項各号に掲げる場合を除くほか、次に掲げる事項について、あらかじめ個人情報保護委員会規則で定めるところにより確認することをしないで、当該個人関連情報を当該第三者に提供してはならない。〔略〕

- **23条1項2号「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」**

04

仮名加工情報

仮名加工情報によるデータの 利活用

新しく設けられる「仮名加工情報」は、社内でのデータの利活用に資する制度と考えられます。ポイントを解説します。

1. 現行法の「匿名加工情報」

■ 現行法：匿名加工情報とは

➤ 個人情報＝「特定の個人を識別することができる」情報

個人情報保護法2条(抜粋)

この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の①②のいずれかに該当するものをいう

①当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等…により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

②個人識別符号が含まれるもの

→識別可能性＝「社会通念上、一般人の判断力や理解力をもって、生存する具体的な人物と情報との間に同一性を認めるに至ることができること」

➤ 匿名加工情報＝「特定の個人を識別することができないように」加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

個人情報保護法2条

11 この法律において「匿名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報を復元することができないようにしたものをいう

1. 現行法の「匿名加工情報」

■ 加工方法

法36条 個人情報取扱事業者は、匿名加工情報（匿名加工情報データベース等を構成するものに限る。以下同じ。）を作成するときは、特定の個人を識別すること及びその作成に用いる個人情報を復元することができないようにするために必要なものとして個人情報保護委員会規則で定める基準に従い、当該個人情報を加工しなければならない。

施行規則19条

- ① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除すること（当該全部又は一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ③ 個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号（現に個人情報取扱事業者において取り扱う情報を相互に連結する符号に限る。）を削除すること（当該符号を復元することのできる規則性を有しない方法により当該個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報を連結することができない符号に置き換えることを含む。）。
- ④ 特異な記述等を削除すること（当該特異な記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- ⑤ 前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずること。

➤ これらの「全て」を満たす必要がある

■ 個人情報

取引ID	会員ID	氏名	日時	店舗ID	店舗名	担当者ID	商品ID	商品名	数量	価格	年齢
10032	224523	田中一郎	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10033	224523	田中一郎	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	22	タマゴサンド	1	286	46
10034	225412	佐藤幸子	2016/10/4 7:13	CB002	西船橋駅前店	305	288	近江屋チョコレート(ホワイト)	4	209	46
10035	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	793	バンドウクジラぬいぐるみ(大)	1	16500	46
10036	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10037	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	22	タマゴサンド	1	286	46
10038	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10039	225412	佐藤幸子	2016/12/10 1:58	MI301	溜池山王店	112	793	王様のカフェラテ	1	132	46
10040	224523	田中一郎	2016/12/10 5:55	KY023	横浜駅前店	104	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10041	122214	甲野太郎	2016/12/10 5:55	KY023	みなとみらい店	102	22	タマゴサンド	1	286	109
10042	231622	鈴木博	2016/12/11 17:13	CB002	西船橋駅前店	305	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10043	225412	佐藤幸子	2016/12/12 13:33	TK101	錦糸町店	204	23	ミックスサンド	1	298	46

■ 匿名加工情報 (例)

取引ID	会員ID	氏名	日時	店舗ID	店舗名	担当者ID	商品ID	商品名	数量	価格	年齢
10032	*****	*****	2016/8/2 18時	KN013	みなとみらい店	101	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10033	*****	*****	2016/8/2 18時	KN013	みなとみらい店	101	22	タマゴサンド	1	286	46
10034	*****	*****	2016/10/4 7時	CB002	西船橋駅前店	305	288	近江屋チョコレート(ホワイト)	4	209	46
10036	*****	*****	2016/11/30 11時	TK101	錦糸町店	211	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10037	*****	*****	2016/11/30 11時	TK101	錦糸町店	211	22	タマゴサンド	1	286	46
10038	*****	*****	2016/11/30 11時	TK101	錦糸町店	211	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10039	*****	*****	2016/12/10 1時	MI301	溜池山王店	112	793	王様のカフェラテ	1	132	46
10040	*****	*****	2016/12/10 5時	KY023	横浜駅前店	104	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10041	*****	*****	2016/12/10 5時	KY023	みなとみらい店	102	22	タマゴサンド	1	286	80歳以上
10042	*****	*****	2016/12/11 17時	CB002	西船橋駅前店	305	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10043	*****	*****	2016/12/12 13時	TK101	錦糸町店	204	23	ミックスサンド	1	298	46

特定の個人を識別することができないように加工し、当該個人情報を復元することができないようにしたもの

1. 現行法の「匿名加工情報」

■ 匿名加工情報

■ 利用や第三者提供に本人の同意が必要ないのがポイント

① 作成したとき

- 規則で定める基準に従い、加工の方法等に関する情報等の安全管理措置を講じる
- 規則で定めるところにより、個人に関する情報の項目を公表
- 匿名加工情報の安全管理措置等を講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努める

② 自ら取り扱う際

- 本人を識別するために、当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない

③ 第三者に提供するとき

- 規則で定めるところにより、あらかじめ、第三者に提供される匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目及びその提供の方法について公表するとともに、当該第三者に対して、当該提供に係る情報が匿名加工情報である旨を明示

④ 第三者から提供を受けた匿名加工情報を取り扱う際

- 本人を識別するために、削除された記述等、加工の方法の情報を取得し、又は当該匿名加工情報を他の情報と照合してはならない
- 匿名加工情報の安全管理措置等を講じ、かつ当該措置の内容を公表するよう努める

2. 改正法の「仮名加工情報」

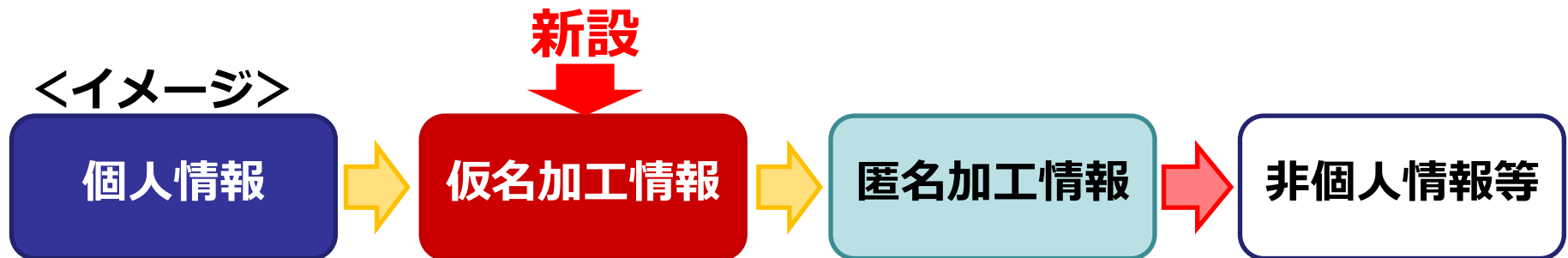
(1) 仮名加工情報とは

■ 改正法（新設）：仮名（かめい）加工情報

個人情報保護法2条

9 この法律において「仮名加工情報」とは、次の各号に掲げる個人情報の区分に応じて当該各号に定める措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報をいう。

- 一 第1項第1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除すること（当該一部の記述等を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。
- 二 第1項第2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除すること（当該個人識別符号を復元することのできる規則性を有しない方法により他の記述等に置き換えることを含む。）。



→ 仮名加工情報 = 他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工された個人に関する情報

2. 改正法の「仮名加工情報」

(2) 加工方法

匿名加工情報 (法2条11項、法36条、規則19条)	仮名加工情報 (法2条9項、35条の2、規則18条の7)
①個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除	① 2条1項1号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる記述等の一部を削除
②個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除	② 2条1項2号に該当する個人情報 当該個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除
③個人情報と当該個人情報に措置を講じて得られる情報とを連結する符号を削除	
④特異な記述等を削除	
⑤前各号に掲げる措置のほか、個人情報に含まれる記述等と当該個人情報を含む個人情報データベース等を構成する他の個人情報に含まれる記述等との差異その他の当該個人情報データベース等の性質を勘案し、その結果を踏まえて適切な措置を講ずる	
— ※クレジットカード番号は、通常、1号又は5号の基準に基づき削除されると考えられる。	⑥ 不正利用されることにより、財産的被害が生じるおそれのある記述等の削除又は置換

2. 改正法の「仮名加工情報」

(2) 加工方法

■ 規則18条の7（ガイドライン）

① 個人情報に含まれる特定の個人を識別することができる記述等の全部又は一部を削除又は置換

事例 1) 会員 ID、氏名、年齢、性別、サービス利用履歴が含まれる個人情報を加工する場合に次の措置を講ずる。

1) 氏名を削除する。

事例 2) 氏名、住所、生年月日が含まれる個人情報を加工する場合に次の 1 から 3 までの措置を講ずる。

1) 氏名を削除する。

2) 住所を削除する。又は、〇〇県△△市に置き換える。

3) 生年月日を削除する。又は、日を削除し、生年月に置き換える。

※氏名の削除後、当該個人情報に含まれる他の記述等により、なお特定の個人を識別することができる場合には、当該記述等によって特定の個人を識別することができなくなるよう加工する必要がある。

② 個人情報に含まれる個人識別符号の全部を削除又は置換

⑥ 個人情報に含まれる記述等のうち、当該記述等が不正に利用されることにより、財産的被害が発生するおそれがあるものを削除又は置換（例：クレジットカード番号、送金や決済機能があるウェブサービスのID・パスワード等）

2. 改正法の「仮名加工情報」 (2) 加工方法

■ 個人情報

取引ID	会員ID	氏名	日時	店舗ID	店舗名	担当者ID	商品ID	商品名	数量	価格	年齢
10032	224523	田中一郎	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10033	224523	田中一郎	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	22	タマゴサンド	1	286	46
10034	225412	佐藤幸子	2016/10/4 7:13	CB002	西船橋駅前店	305	288	近江屋チョコレート(ホワイト)	4	209	46
10035	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	793	バンドウクジラぬいぐるみ(大)	1	16500	46
10036	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10037	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	22	タマゴサンド	1	286	46
10038	231622	鈴木博	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10039	225412	佐藤幸子	2016/12/10 1:58	MI301	溜池山王店	112	793	王様のカフェラテ	1	132	46
10040	224523	田中一郎	2016/12/10 5:55	KY023	横浜駅前店	104	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10041	122214	甲野太郎	2016/12/10 5:55	KY023	みなとみらい店	102	22	タマゴサンド	1	286	109
10042	231622	鈴木博	2016/12/11 17:13	CB002	西船橋駅前店	305	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10043	225412	佐藤幸子	2016/12/12 13:33	TK101	錦糸町店	204	23	ミックスサンド	1	298	46

■ 仮名加工情報

取引ID	会員ID	氏名	日時	店舗ID	店舗名	担当者ID	商品ID	商品名	数量	価格	年齢
10032	224523	ABC	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10033	224523	ABC	2016/8/2 18:25	KN013	みなとみらい店	101	22	タマゴサンド	1	286	46
10034	225412	DEF	2016/10/4 7:13	CB002	西船橋駅前店	305	288	近江屋チョコレート(ホワイト)	4	209	46
10035	231622	GHI	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	793	バンドウクジラぬいぐるみ(大)	1	16500	46
10036	231622	GHI	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10037	231622	GHI	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	22	タマゴサンド	1	286	46
10038	231622	GHI	2016/11/30 11:59	TK101	錦糸町店	211	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10039	225412	DEF	2016/12/10 1:58	MI301	溜池山王店	112	793	王様のカフェラテ	1	132	46
10040	224523	ABC	2016/12/10 5:55	KY023	横浜駅前店	104	151	王様のカフェラテ	1	132	46
10041	122214	JKL	2016/12/10 5:55	KY023	みなとみらい店	102	22	タマゴサンド	1	286	109
10042	231622	GHI	2016/12/11 17:13	CB002	西船橋駅前店	305	287	近江屋チョコレート(ビター)	4	209	46
10043	225412	DEF	2016/12/12 13:33	TK101	錦糸町店	204	23	ミックスサンド	1	298	46

他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないように加工

2. 改正法の「仮名加工情報」

(3) 仮名加工情報の取扱い

	個人情報等				非個人情報等 (統計情報等)
	個人情報	仮名加工情報 (個人情報)	仮名加工情報 (非個人情報)	匿名加工情報	
利用目的	○ (規制対象)	△※1 (規制対象) 35の2(3)	× (規制なし)	× (規制なし)	× (規制なし)
安全管理措置 (データ等)	○ (規制対象)	○ 35の2(2)	○ 35の3(3)	○ (規制対象)	× (規制なし)
消去の努力義務	○ (努力義務)	○ (努力義務) 35の2(5)	× (規制なし)	× (規制なし)	× (規制なし)
第三者提供の際 の同意取得	○ (同意)	(提供禁止) ※2 35の2(6) 委託等はOK	(提供禁止) 35条の3(1) 再委託等はOK(2)	△ (同意は不要)	× (規制なし)
識別行為の禁止	-	○ (禁止) 35の2(7)	○ (禁止) 35の3(3)	○ (禁止)	× (規制なし)
本人への連絡等 の禁止	× (規制なし)	○ (禁止) 35の2(8)	○ (禁止) 35の3(3)	- (不可能)	- (不可能)
漏えい時の報告	△→○ (義務化)	× 35の2(9)	×	×	×
開示請求・利用 停止請求等	△→○ (範囲拡大)	× (対象外) 35の2(9)	× (対象外)	× (対象外)	× (規制なし)

※1 **法15条2項(利用目的の変更を「関連性」ある範囲に限る)の適用がなく、利用目的を変更した上で、変更の後の利用目的を「公表」(法18条2項の読み替え)すればよい**

※2 仮名化情報は第三者提供できず、個人データとして第三者提供する(法令に基づく提供は可能)

2. 改正法の「仮名加工情報」

(3) 仮名加工情報の取扱い

■ 利用目的の変更

➤ 個人情報についての利用目的の変更

(利用目的の特定)

第15条

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

➤ 改正法の仮名加工情報

(仮名加工情報の作成等)

第35条の2

9 仮名加工情報、仮名加工情報である個人データ及び仮名加工情報である保有個人データについては、第15条第2項、第22条の2及び第27条から第34条までの規定は、適用しない。

→ 「関連性」を超えて、利用目的を変更できる

➤ 利用目的の公表は必要

(仮名加工情報の作成等)

第35条の2

4 仮名加工情報についての第18条の規定の適用については、同条第1項及び第3項中「、本人に通知し、又は公表し」とあるのは「公表し」と、同条第4項第1号から第3号までの規定中「本人に通知し、又は公表する」とあるのは「公表する」とする。

2. 改正法の「仮名加工情報」

(3) 仮名加工情報の取扱い

■ 第三者提供と共同利用

- **第三者提供は不可**（＝個人データとして提供する）
- **委託・共同利用は可能**
 - ✓ 共同利用について「利用する者の範囲や利用目的等は、作成の元となった個人情報の取得の時点において通知又は公表されていた利用目的の内容や取得の経緯等にかかわらず、設定可能である」（通則GL）

（参考：個人データの場合）

既に特定の事業者が取得している個人データを他の事業者と共同して利用する場合には、当該共同利用は、社会通念上、共同して利用する者の範囲や利用目的等が当該個人データの本人が通常予期し得ると客観的に認められる範囲内である必要がある。その上で、当該個人データの内容や性質等に応じて共同利用の是非を判断し、既に取得している事業者が法第 15 条第 1 項の規定により特定した利用目的の範囲で共同して利用しなければならない。

2. 改正法の「仮名加工情報」

(3) 仮名加工情報の取扱い

■ 識別行為の禁止

第35条の2

7 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、当該仮名加工情報の作成に用いられた個人情報に係る本人を識別するために、当該仮名加工情報を他の情報と照合してはならない。

■ 本人への連絡等の禁止

第35条の2

8 仮名加工情報取扱事業者は、仮名加工情報を取り扱うに当たっては、電話をかけ、郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により送付し、電報を送達し、ファクシミリ装置若しくは電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて個人情報保護委員会規則で定めるものをいう。）を用いて送信し、又は住居を訪問するために、当該仮名加工情報に含まれる連絡先その他の情報を利用してはならない。

2. 改正法の「仮名加工情報」

(4) 削除情報等の安全管理措置

■ 安全管理措置

- 35条の2第2項、35条の3第3項
仮名加工情報に係る**削除情報等***の漏えいを防止するための**安全管理措置**を講じなければならない

*「仮名加工情報の作成に用いられた個人情報から削除された記述等及び個人識別符号並びに前項の規定により行われた加工の方法に関する情報」
→その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるものに限る（35条の2第2項）

その情報を用いて仮名加工情報の作成に用いられた個人情報を復元することができるもの」には、例えば、氏名等を仮 ID に置き換えた場合における置き換えアルゴリズムに用いられる乱数等のパラメータ又は氏名と仮 ID の対応表等のような加工の方法に関する情報が該当し、「氏名を削除した」というような復元につながらない情報は該当しない。（GL）

- 2020年11月27日個人情報保護委員会
「**匿名加工情報に係る加工方法等情報と同程度の安全管理措置**を求めべき」

→施行規則18条の8（次ページ）

2. 改正法の「仮名加工情報」

(4) 削除情報等の安全管理措置

➤ 削除情報等の安全管理で求められる措置（則18条の8）の具体例

講じなければならない措置	具体例
①削除情報等を取り扱う者の権限及び責任の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ●削除情報等の安全管理措置を講ずるための組織体制の整備
②(ア)削除情報等の取扱いに関する規程類の整備 (イ)当該規程類に従った適切な取扱い (ウ)削除情報等の取扱状況の評価及びその結果に基づき改善を図るために必要な措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> ●削除情報等の取扱いに係る規程等の整備とこれに従った運用 ●従業員の教育 ●削除情報等の取扱状況を確認する手段の整備 ●削除情報等の取扱状況の把握、安全管理措置の評価、見直し及び改善
③削除情報等を取り扱う正当な権限を有しない者による削除情報等の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置	<ul style="list-style-type: none"> ●削除情報等を取り扱う権限を有しない者による閲覧等の防止 ●機器、電子媒体等の盗難等の防止 ●電子媒体等を持ち運ぶ場合の漏えい等の防止 ●削除情報等の削除並びに機器、電子媒体等の廃棄 ●削除情報等へのアクセス制御 ●削除情報等へのアクセス者の識別と認証 ●外部からの不正アクセス等の防止 ●情報システムの使用に伴う削除情報等の漏えい等の防止

2. 改正法の「仮名加工情報」 (5) 個人情報と非個人情報

■ 個人情報である仮名加工情報

- 自社で仮名加工情報を作成した事業者
→通常、個人情報である仮名加工情報
∴容易照合性

■ 個人情報ではない仮名加工情報

- 自社で仮名加工情報を作成したケースで、元データを削除した場合
- 委託先・共同利用先：
→個人情報ではない仮名加工情報

05

外国移転

外国での個人データの取扱い

グローバルな個人情報の移転について大幅な規制強化が行われますので、該当する企業は対応を要します。この点は、法律、規則、ガイドラインにわたる複雑なルールとなっていますので、実務的に整理します。

1. 外国にある第三者への提供の方法

■ 外国にある第三者へ個人データを移転する方法

No.1 個人データを「提供」していない場合

契約＋アクセス制御等で取り扱わせない場合（PaaS, IaaS等）

No.2 個人情報保護委員会が認定した国

EU・英国

No.3 個人情報保護委員会が定める体制を整備している者

① APECのCBPR認証を受けている企業

米国・シンガポール・韓国・メキシコ・カナダ・オーストラリア・台湾・フィリピン・日本

② 契約やグループ内規程等で日本法を遵守する企業

No.4 本人の同意がある場合

2. 改正法

(1) 全体像

■ **改正法**での追加（24条2項・3項）

24条

- 2 個人情報取扱事業者は、前項の規定により本人の同意を得ようとする場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、当該外国における個人情報の保護に関する制度、当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置その他当該本人に参考となるべき情報を当該本人に提供しなければならない。
- 3 個人情報取扱事業者は、個人データを外国にある第三者（第一項に規定する体制を整備している者に限る。）に提供した場合には、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該第三者による相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置を講ずるとともに、本人の求めに応じて当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供しなければならない。

➤ No. 3: **体制を整備している者に移転する場合**（3項）

- 受領者が相当措置の継続的な実施を確保するために**必要な措置**を講ずる
- **本人の求めに応じて**、当該必要な措置に関する情報を当該本人に提供

➤ No. 4: **同意により移転する場合**（2項）

- **あらかじめ、以下の情報を本人に提供**しなければならない
 - ・ 当該外国における個人情報の保護に関する制度
 - ・ 当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置
 - ・ その他当該本人に参考となるべき情報

2. 改正法

(2) 体制整備による移転の場合の対応

■ No.3: 体制整備による移転の場合

(1) 継続的な実施を確保するために「必要な措置」(規則11条の4 I)

A) 定期的な確認 (年に1回)

1. 移転先の第三者による相当措置の実施状況
2. 移転先の第三者の所在する外国における相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無

【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】

事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

B) 支障時の対応

移転先の第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合には、当該支障の解消のために必要かつ適切な措置を講ずることとともに、当該第三者による相当措置の継続的な実施の確保が困難になった場合は、当該第三者に対する個人データの提供を停止すること

2. 改正法

(2) 体制整備による移転の場合の対応

(2) **本人の求めに応じて提供すべき情報**（規則11条の4Ⅲ）

1. 当該第三者による法第24条1項に規定する体制の整備の方法
2. 当該第三者が実施する相当措置の概要
3. 前ページA) による確認の頻度及び方法
4. 当該外国の名称
5. 当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要
6. 当該第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要
7. 前号の支障に関して、前ページB) により当該個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要

2. 改正法

(3) 同意取得の際の情報提供

■ No.4: **同意**取得の際の情報提供義務（規則11条の3第2項）

① **外国の名称**

② **当該外国における個人情報の保護に関する制度**

(ア) 当該外国における個人情報の保護に関する制度の有無

(イ) 当該外国の個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報の存在

事例 1) 当該第三者が所在する外国が GDPR 第 45 条に基づく十分性認定の取得国であること

事例 2) 当該第三者が所在する外国が APEC の CBPR システムの加盟国であること

(ウ) OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者の義務又は本人の権利の不存在

(エ) その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の存在

事例 1) 事業者に対し政府の情報収集活動への広範な協力義務を課すことにより、事業者が保有する個人情報について政府による広範な情報収集が可能となる制度

事例 2) 事業者が本人からの消去等の請求に対応できないおそれがある個人情報の国内保存義務に係る制度

③ **当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置**

当該外国にある第三者において、OECDプライバシーガイドライン8原則に対応する措置(本人の権利に基づく請求への対応に関する措置を含む。)を講じていない場合には、当該講じていない措置の内容について、本人が合理的に認識できる情報が提供されなければならない

2. 改正法

(3) 同意取得の際の情報提供

➤ 「①外国の名称」が特定できない場合

→以下の情報を提供（規則11条の3第3項）

(1) 特定できない旨及びその理由

「なお、情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。」とされている。

(2) 提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報

「提供先の第三者が所在する外国が特定できないとしても、提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報の提供が可能である場合には、当該情報についても本人に提供しなければならない。」

「例えば、移転先の外国の範囲が具体的に定まっている場合における当該範囲に関する情報は、…「参考となるべき情報」に該当する。」

➤ 「③当該第三者が講ずる…措置」が特定できない場合

例) 顧客からの保険引受及び同意取得の時点では、最終的にどの再保険会社に再保険を行うかが未確定である場合

● 特定できない旨及びその理由を情報提供

「情報提供に際しては、どのような場面で外国にある第三者に個人データの提供を行うかについて、具体的に説明することが望ましい。」

2. 改正法

(4) 個人情報保護委員会による情報提供

■ 以下の国については、個人情報保護委員会が制度をウェブで公開予定

- アラブ首長国連邦（連邦） アラブ首長国連邦（ADGM）
- アラブ首長国連邦（DHC） アラブ首長国連邦（DIFC）
- インド インドネシア ウクライナ オーストラリア カナダ
- 韓国 カンボジア シンガポール スイス タイ 台湾
- 中国 トルコ ニュージーランド フィリピン ブラジル
- 米国（連邦） 米国（イリノイ州） 米国（カリフォルニア州）
- 米国（ニューヨーク州） ベトナム 香港 マレーシア
- ミャンマー メキシコ ラオス ロシア

→これらの国については、個人情報保護委員会の該当ページにリンクを張ればよい。

3. まとめ

外国への提供の方法		事前の公表・情報提供			求めに応じた情報提供			同意の 要否
		国名	個人情報保護 の制度	受領者が講ず る措置	国名	支障 を及 ぼす 制度	確認の 頻度、 措置、 その他	
No.1 提供してい ない		必須 (27 I ④、令8①)	望ましい (通則GL)	不要		不要		不要
No.2 認定 国 (EU /英 国)	23条 第三者提供	不要 (パブコメ462)						必要 (23 I)
	23条 委託	必須 (27 I ④、令8①、 パブコメ 460)	望ましい (通則GL、 パブコメ 460)	不要		不要		不要 (24 I → 23 V①)
No.3 体制 整備	23条 第三者提供	不要 (パブコメ462)			必須 (24 Ⅲ、 規11 の4 ④)	必須 (24 Ⅲ、 規11 の4 ⑤)	必須 (24Ⅲ、 規11 の4① ②③⑥ ⑦)	必要 (23 I)
	23条 委託	必須 (27 I ④、令8①、 パブコメ 460)	望ましい (通則GL、 パブコメ 460)	不要				不要 (24 I → 23 V①)
No.4 同意		必須 (24Ⅱ、 規11の3Ⅱ ①)	必須 (24Ⅱ、 規11の3Ⅱ ②)	必須 (24Ⅱ、 規11の3Ⅱ ③)		不要		必要 (24 I)

06

まとめ

その他の改正点とまとめ

その他の改正点をまとめます。罰金が大幅に引き上げられ、この部分だけが2020年12月に施行されていますので、注意が必要です。

1. 改正の全体像

改正の項目		現行法	改正法
1 個人の権利の在り方			
①	開示の電子化	28条1項～3項	28条1項～3項
②	利用停止・消去等の請求の拡充	30条1項	30条1項、5項、6項
③	トレーサビリティの記録の開示	—	28条5項
④	6か月間の短期保有データの例外の撤廃	2条7項	2条7項
⑤	オプトアウトによる第三者提供を受けたデータについて、オプトアウトによる第三者提供を禁止	—	23条2項ただし書
2 事業者の守るべき責務の在り方			
①	漏えい時の個人情報保護委員会への報告の義務化	—	22条の2
②	個人情報の不適正な利用の禁止	—	16条の2
③	保有個人データの処理の方法等の開示	政令8条	政令8条

1. 改正の全体像

改正の項目		現行法	改正法
3 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方			
①	認定個人情報保護団体制度の改正	第4章第5節	第4章第5節
4 データ利活用に関する施策の在り方			
①	「仮名加工情報」の創設	—	2条9項・10項、35条の2、35条の3
②	個人関連情報について、提供先における同意の取得と、提供元における確認義務	—	26条の2
5 ペナルティの在り方			
①	法定刑の引上げ（特に、データベース等不正提供罪等について、法人は1億円以下の罰金）	83条～88条	83条～88条
6 法の域外適用・越境移転の在り方			
①	外国事業者に対する報告徴収・命令	75条	75条
②	外国にある第三者へ個人データを提供する際の、本人への情報提供の充実	—	24条2項、3項

2. 漏えい等発生時の報告・通知の義務化

(1) 自社から漏えいした場合

■ 漏えい等報告及び本人通知の義務化（22条の2）

➤ 現行法

- 通則ガイドライン+委員会告示
個人情報保護委員会に報告するよう「努める」
本人に通知することが「望ましい」

➤ 改正法

- 「個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたとき」
→個人情報保護委員会に報告「しなければならない」
本人に通知「しなければならない」
(規則6条の2)
 - ① 要配慮個人情報の漏えい等
 - ② 経済的な損失を伴うこととなるおそれのあるようなデータの漏えい等
 - ③ 不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい等
 - ④ 1,000人分を超える漏えい等
- 報告（速報）： 知った時から「速やかに」（3～5日以内）
- 報告（確報）： 知った日から30日（③は60日）以内
- 本人通知： 状況に応じて速やかに

2. 漏えい等発生時の報告・通知の義務化

(1) 自社から漏えいした場合

■ 委員会への報告内容と、本人への通知内容（規則6条の3）

➤ 以下のうち、報告等の時点で把握しているもの

		委員会への報告	本人への通知
1	概要	○	○
2	漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データの項目	○	○
3	漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある個人データに係る本人の数	○	
4	原因	○	○
5	二次被害又はそのおそれの有無及びその内容	○	○
6	本人への対応の実施状況	○	
7	公表の実施状況	○	
8	再発防止のための措置	○	
9	その他参考となる事項	○	○

3. 罰則の強化

■ 個人情報保護法の罰金刑の引上げ（2020年12月12日～）

行為	罰則
委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反したとき	行為者：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金（84条） →1年以下の懲役又は100万円以下の罰金（83条） 法人：30万円以下の罰金（87条） →1億円以下の罰金（87条）
個人情報取扱事業者若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を、自己もしくは第三者の 不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したとき	行為者：1年以下の懲役 又は 50万円以下の罰金 （83条→84条） 法人：50万円以下の罰金 （87条） → 1億円以下の罰金 （87条）
委員会に対する、報告若しくは資料の不提出、虚偽の報告、虚偽の資料提出、質問に対する答弁拒否、検査拒否・妨害・忌避をしたとき	行為者：30万円以下の罰金（85条） →50万円以下の罰金（85条） 法人：行為者と同じ

4. 2022年春までに対応すべき点

1. 個人情報利用の棚卸し

- 「不適正な利用」に当たらないか？
 - 「違法または不当な行為を助長し、又は誘発する恐れがある方法」
- データについて、①インプットの情報、②処理方法、③目的を特定
 - インプットする情報等をプライバシーポリシーで公表

2. 開示・利用停止等への対応

- 開示のデジタル化への対応
 - システム対応？
 - 「全部開示してくれ」と言われた場合の対応
 - マニュアル？
 - 利用停止、消去請求への対応
 - 利用する必要がなくなったとき
 - 漏えい等が発生した場合
 - 本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがあるとき
- データ分析目的であれば、仮名加工情報にして保存？

4. 2022年春までに対応すべき点

3. DMP周りの見直し

- 「個人情報情報」の提供
- 「個人情報情報」の取得
 - 同意を得る必要がある可能性あり

4. 漏えい時の対応

- 個人情報保護委員会への報告の義務化
- 本人への通知の義務化
- 利用停止等の請求への対応

5. 外国への提供

- 情報提供の強化
- データ移転契約の更新

5. プライバシーポリシーの作成・改訂

■ プライバシーポリシー（PP）を作成する目的

- ① **「保有個人データに関する事項の公表等」**（27条、施行令8条）
→公表項目は前述のとおり（令和2年改正で項目が増加）
- ② **「公表」**するため
 - 利用目的（18条）
 - 匿名加工情報（36条3項、6項）
- ③ **安全管理措置の一環（22条、通則GL(別添)「基本方針の策定」**）
(a)事業者の名称、(b)関係法令・ガイドライン等の遵守、(c)安全管理措置に関する事項、(d)質問及び苦情処理の窓口
- ④ **「本人が容易に知り得る状態」**に置くため
 - 共同利用（23条5項）**→改正あり**
 - オプトアウトによる第三者提供（23条2項）
- ⑤ **「情報を当該本人に提供」**するため
 - 外国移転の同意を得る際の情報提供（24条2項（・3項））
- ⑥ **同意を得るため** →「個人情報の取扱いについて」といったPPとは別文書にして同意を得る方がよい
 - 第三者提供の同意（23条1項、24条1項）、
 - 個人関連情報の提供を受けて個人データとして利用（26条の2）

牛島総合法律事務所 弁護士 影島広泰

03-5511-3233	2003.10	弁護士登録（第56期）牛島総合法律事務所入所
hiroyasu.kageshima@ushijima-law.gr.jp	2013.1	牛島総合法律事務所パートナー
	2015.5	情報化推進国民会議 本委員（～2017.3）
東京都千代田区永田町2-11-1	2015.7	情報化推進国民会議 マイナンバー検討特別委員会委員（～2015.12）
山王パークタワー14階		

【個人情報取り扱い・情報管理に関する案件】

- パーソナルデータを利用したビジネス構築のための法的スキームの助言
- 内外企業がクロスボーダーにデータを移転する際の法的助言(GDPR・アジア各国法)

【システム・ソフトウェア開発に関する案件】

- 金融機関、流通、サービス業の各システム開発の中止に伴う訴訟・紛争
- システム開発プロジェクト遂行中のコスト増、品質問題、プロジェクト中断に関する交渉のアドバイス

【著作等】

- 「法律家・法務担当者のためのIT技術用語辞典〈第2版〉」(商事法務)
- 「座談会 システム開発取引はなぜ紛争が絶えないのか」(NBL 1115号～1117号)
- 「個人情報保護法と企業実務」(清文社)ほか多数

【その他】

- Thomson Reuters 2021年「ALB Asia Super 50 TMT Lawyers」に選出
- 日本経済新聞社「企業法務・弁護士調査」2019年データ関連「企業が選ぶランキング」第1位
- 裁判所ウェブサイトに掲載された裁判例を分析し概要をTwitterに投稿するbot「判例update」開発